

適格合併等が行われた場合の調整後の超過利子額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表十七(二)の三付表
平二十六・四・一以後終了事業年度分

適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定				
適格合併等の日： ・ ・				
被合併法人等の名称：				
事業年度	超過利子額 (前期の別表十七(二の三)「9」)	被合併法人等の事業年度	被合併法人等の 引継対象超過利子額 (最終の事業年度の別表十七(二の三)「9」)	調整後の超過利子額 (1) + (2)
	1		2	3
・ ・ ・ ・	円	・ ・ ・ ・	円	円
・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・		
・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・		
・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・		
・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・		
・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・		
・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・		
計		計		

別表十七（二の三） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の3第3項から第7項まで《超過利子額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - 2 「超過利子額1」は、当期が措置法第66条の5の3第4項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度である場合には、同項の規定により当該法人の超過利子額（同条第1項に規定する超過利子額をいいます。以下同じ。）とみなされる同法第68条の89の3第7項《連結超過利子額の損金算入》に規定する連結超過利子個別帰属額（以下「連結超過利子個別帰属額」といいます。）を記載します。なお、当期前の各事業年度において生じた超過利子額（超過利子額とみなされたものを含みます。）のうち、同法第66条の5の3第7項の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しません。
 - 3 「被合併法人等の引継対象超過利子額2」は、措置法第66条の5の3第3項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあっては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限りま
- す。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限りま
- す。）である場合には、これらの連結法人の連結超過利子個別帰属額を記載します。
- 4 当該法人との間に措置法第66条の5の3第3項に規定する完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の超過利子額³」中「(2)」とあるのは、「((2)を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載します。